

**請願第1号**

日本弁護士連合会によると1910年代から2000年代までの冤罪事件は161件あり、氷山の一角だといわれています。県内で起こった湖東記念病院事件の元被告の西山美香さんは12年間無実の罪で服役し、昨年再審で無罪が確定しました。一方、日野町事件は現在再審を求め、大阪高裁で審査中です。再審は「開かずの扉」針の穴に駱駝らくだを通すようなもの」と例えられ、当事者・家族には想像を絶する困難を伴うため、諦める方もいます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19カ条のみで、極めて大雑把な規定のため、個々の再審裁判では裁判所の解釈・運用にすべて委ねられていることから「再審格差」が起こっているのが実態です。

再審制度の抱える問題点は、一つは捜査段階で集めた全証拠を検察が開示しないことです。国民の税金を使って集めたすべての証拠は、有罪立証に有利、不利を問わず、弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきである。

二つは、検察の不服申立て(上訴)です。裁判所が再審開始決定を出しても従わず、不服申立てを行い、いたずらに時間稼ぎをして、当事者と家族を時間的・金銭的・心理的にも苦しめ続けることは許されません。再審開始決定に対する反論は、再審公判の中で主張・立証する機会があるので、上訴は禁止するべきである。

三つは、前述の「再

審法」を通常審のように整備し、環境を整え、「再審格差」や再審審理において、過去に当該事件に関与した裁判官が再び関与することが起こらないようにすることが重要である。

無辜むこの者を誤った裁判から迅速に救済するために、「再審法」の改正を求める意見書の採択をお願いいたします。

**請願事項**

一、再審における検察手持ち証拠の全面開示

一、再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)の禁止

一、「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の整備

**賛成少数で不採択**

政府は、75歳以上の医療費窓口負担について年収200万円以上

(単身世帯の場合)の約370万人を1割から2割に、2022年度後半から引き上げを実施する構えです。

社会保障給付は国民の権利であり、高齢者は長年にわたって社会保険料や税金を納めてきています。「現役世代への給付が少ない」のは、政府の責任です。高齢者給付の増大が、現役への給付が不十分となる要因ではありません。

1割負担でも深刻な受診控えが、コロナ禍の中の受診抑制と重なり、高齢者の命と健康をどのように守るのかが問われています。窓口負担を引き上げるのは、受診控えに追い打ちをかける政策です。

「負担能力に応じたものへと改革していく」というのなら、税や社会保険料での徹底

こそが求められます。国の社会保険財源の確保を消費税と「働き方」改革ではなく、無駄を省くこと、早期発見・早期治療や薬価の見直し、大企業や富裕層への課税強化で公費財源を確保すべきです。

関係機関に意見書を提出するよう求めます。

**請願事項**

一、75歳以上の医療費窓口負担2割化の撤回を求めます

**賛成少数で不採択**

日本では、補聴器の価格は片耳で概ね3万円から20万円で、保険適用がないために全額個人負担です。身体障害者福祉法により高度・重度難聴者の場合は1割負担、中等度以下の場合には医療費控除を受けられるものの、約9割は自費購入が実態で、低所得の高齢者に対する配慮が特に必要です。

欧米は、公的補助制度があり、日本でも高齢者に対する補聴器購入に対し補助を行っている自治体があります。

補聴器の普及は、生活の質を落とさず、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

**請願事項**

一、湖南省において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めます。

**賛成少数で不採択**

※請願名は、3ページをご参照ください。